年度 税目	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2	4	5
自動車税	・普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 ・トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・軽自動車 1,500円	・トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	・二輪小型自動車及び軽自動車を市町村の軽自動車税とした。	・普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 ・トラック 15,000円 ・バス 観光用 30,000円 ・その他 14,000円 ・小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 ・三輪車 3,800円	・小型四輪車 乗用車 自家用 1.5㌧以下 12,000円 1.5㌧超 1.5㌧以下 14,000円 1.5㌧超 16,000円 営業用 1.5㌧以下 6,000円 1.5㌧超 1.5㌧以下 7,000円 1.5㌧超 8,000円	・普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 ・小型自動車 四輪車 自家用 1.5㌧以下 18,000円 1.5㌧超 1.5㌧以下 21,000円 1.5㌧超 24,000円 ・バス 観光用 4,500円	ロータリーエンジンを搭載したもの 21,000円	・自動車 ロータリーエンジンを原動機とするもの 営業用 作動室容積が0.491㍑で2ロータリーのもの 7,000円 作動室容積が0.655㍑で2ロータリーのもの 8,000円 自家用 作動室容積が0.491㍑で2ロータリーのもの 21,000円 作動室容積が0.655㍑で2ロータリーのもの 24,000円 電動機を原動機とするも 営業用 6,000円 自家用 18,000円 ・トラック 電動機を原動機とするも 5,000円	・バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円	・普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 ・四輪以上の小型自動車 自家用 1.5㌧以下 23,500円 1.5㌧超 1.5㌧ 27,500円 1.5㌧超 31,500円 営業用 1.5㌧以下 7,000円 1.5㌧超 1.5㌧以下 8,000円 1.5㌧超 9,000円 ・トラック 4t超5t以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 ・バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超 40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 34,500円 ・三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設けた(標準税率の1.2倍) ・所有権留保付自動車は買主を所有者とみなす)	・普通自動車 自家用 3㌧以下 71,000円 3㌧超6㌧以下 77,000円 6㌧超 129,000円 営業用 3㌧以下 24,000円 3㌧超6㌧以下 26,000円 6㌧超 52,000円 ・四輪以上の小型自動車 1.5㌧以下 25,500円 1.5㌧超 1.5㌧以下 30000円 1.5㌧超 34,500円 ・トラック 自家用 22,000円 ・バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用以外 36,000円 ・三輪の小型自動車 自家用 5,500円	・普通自動車 自家用 3㌧以下 81,500円 3㌧超6㌧以下 88,500円 6㌧超 148,500円 営業用 3㌧以下 25,000円 3㌧超6㌧以下 27,500円 6㌧超 54,500円 ・四輪以上の小型自動車 自家用 1.5㌧以下 29,500円 1.5㌧超 1.5㌧以下 34,500円 1.5㌧超 39,500円 営業用 1.5㌧以下 7,500円 1.5㌧超 1.5㌧以下 8,500円 1.5㌧超 9,500円 ・トラック 営業用 18,500円 自家用 25,500円 ・バス 自家用 49,000円 営業用 一般乗合用 14,500円 一般乗合用以外 38,000円 ・三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	・乗用車 自家用 1.5㌧以下 29,500円 1.5㌧超 1.5㌧以下 34,500円 1.5㌧超2㌧以下 39,500円 2㌧超2.5㌧以下 45,000円 2.5㌧超3㌧以下 51,000円 3㌧超3.5㌧以下 58,000円 3.5㌧超4㌧以下 66,500円 4㌧超4.5㌧以下 76,500円 4.5㌧超6㌧以下 88,000円 6㌧超 111,000円 営業用 1.5㌧以下 7,500円 1.5㌧超 1.5㌧以下 8,500円 1.5㌧超2㌧以下 9,500円 2㌧超2.5㌧以下 13,800円 2.5㌧超3㌧以下 15,700円 3㌧超3.5㌧以下 17,900円 3.5㌧超4㌧以下 20,500円 4㌧超4.5㌧以下 23,600円 4.5㌧超6㌧以下 27,200円 6㌧超 40,700円 ・小型自動車で2,000ccを超えるディーゼル車の排気量による税率適用の経過措置(元年度～3年度)	・ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 2～3年度間 税率1/1	・ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 4～5年度間 税率1/2 ・ハイブリット自動車についての軽減措置	・電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車に対する加算 営業用 3,700円 自家用 5,200円 ・天然ガス自動車についての軽減措置 ・ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに対する特例の非適用

年度 税目	6	7	14	15	16	18	20	22	24	26	28	29	30	令和元
自動車税	・54年排ガス規制適合車の買い替え特例の廃止	・電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成13年4月1日から14年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成14年度・15年度の自動車税を軽減 ・低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね25%軽減 ・最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率概ね13%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成15年4月1日から16年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成16年度の自動車税を軽減 ・低公害車（ハイブリット自動車を除く。）及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋低燃費車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成16年4月1日から18年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・低公害車（ハイブリット自動車を除く。）及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋優良低燃費車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋低燃費車：税率を概ね25%軽減 ・最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車＋優良低燃費車：税率を概ね25%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成18年4月1日から20年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね25%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ 制限税率を標準税率の1.5倍とした	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成20年4月1日から22年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車：税率を概ね25%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成22年4月1日から24年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成24年4月1日から26年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成27年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成27年度燃費基準達成車：税率を概ね25%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成26年4月1日から27年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成27年度燃費基準20%向上達成、かつ平成32年度燃費基準達成車：税率を概ね75%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～） ※ 一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成27年4月1日から28年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成27年度燃費基準20%向上達成、かつ平成32年度燃費基準達成車：税率を概ね75%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～） ※ 一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成28年4月1日から29年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成32年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね75%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成27年度燃費基準20%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～） ※ 一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成29年4月1日から30年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成32年度燃費基準30%向上達成車：税率を概ね75%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、平成32年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～） ※ 一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ	（グリーン化税制） ○ 軽課 軽課対象自動車を平成30年4月1日から30年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減 ・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、令和2年度燃費基準30%向上達成車：税率を概ね75%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよく、令和2年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ○ 重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～） ※ 一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ （恒久減税） 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車について税率を引き下げる。